

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

ドローン等の飛行規制緩和

国交省は無人航空機(ドローン等)の利活用を拡大するため、航空機の航行や地上の人等の安全を損なう恐れがないものに個別の許可・承認を不要とする見直しを実施。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

9/27(月) 仏滅
28(火) 大安
29(水) 赤口 自民党総裁選投開票
30(木) 先勝 7月決算法人の確定申告ほか
10/1(金) 友引 全国労働衛生週間(～7日)、たばこ増税
2(土) 先負 普通郵便の土曜配達を休止
3(日) 仏滅

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
9/20(月) 敬老の日		
21(火)	29,840 ▼660	109.63 △0.31
22(水)	29,639 ▼201	109.44 △0.19
23(木) 秋分の日		
24(金)	30,249 △610	110.47 ▼1.03

本年10月から始まる主な税制関連

◎インボイス発行事業者の登録申請開始……令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入され、適格請求書発行事業者が交付した適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。この適格請求書発行事業者の登録申請が始まり、原則として令和5年3月までに申請書を提出すれば令和5年10月から登録を受けられます。なお、登録した事業者の情報(氏名・名称、登録番号等)は、「適格請求書発行事業者公表サイト」で公表されます。

◎たばこ税の引上げ……平成30年10月から、たばこ税は3段階(1本当たり1円ずつ)で引上げられることになっており、3回目の引上げが実施されます。また、加熱式たばこの課税方法の見直しによる引上げは5段階となっており、4回目を実施されます(5回目は令和4年10月)。これに伴い、たばこの販売価格も値上げされます。

◎免税店における免税販売手続の完全電子化など……①免税店(輸出物品販売場)における免税販売手続は令和2年4月から電子化され、経過措置として本年9月までは書面による手続も可能でしたが、完全電子化となります。②免税販売手続が行える機能を持つ自動販売機(指定するものに限り)を設置することで人員の配置が不要となる「自動販売機型輸出物品販売場」の設置ができます。

◎金地金の密輸抑止を図るための仕入税額控除の見直し……金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件となる本人確認書類の保存について、在留カードの写しや旅券の写し(国内に住所を有しない者)などを本人確認書類の対象から除外します。

■この記事の詳細は、情報BOX201536

一般NISAでロールオーバーする場合

平成29年(2017年)に一般NISA口座で購入した上場株式等は、今年末で5年間の非課税期間が終了となります。

口座内の上場株式等を売却しないで保有し続ける場合は年末時点の時価で、①令和4年に設定するNISA口座に移管(ロールオーバー)して引き続き非課税とする、②課税口座(特定口座又は一般口座)に移管する、を選択できます。

①を選択する場合、令和3年の一般NISA口座を設定している方は令和4年の口座が自動で設定されますが、マイナンバー等を提出していないことにより、令和3年の口座を設定していない方は、口座設定の手続が必要となります。

雇調金の特例措置等は11月まで延長

新型コロナに伴う雇用調整助成金の特例措置や、新型コロナ対応休業支援金・給付金は11月まで延長となりました。

また、雇用調整助成金の業況特例・地域特例の対象となる中小企業が、事業場内で最も低い時間給を30円以上引上げる場合、本年10～12月の休業については休業規模を問わず支給対象となります。ただし、令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引上げる場合、発効後の地域別最低賃金から30円以上の引上げが必要となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
②記事下のBOX番号を入力し#。
③取り出し先のFAX番号を入力し#。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和3年10月から実施される主な税制関連

◆適格請求書発行事業者の登録申請開始

- ・令和5年10月1日から、仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入され、区分記載請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります。
- ・適格請求書を交付できる適格請求書発行事業者になるためには、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があるため、令和3年10月1日から受付が始まります。登録申請書は、e-Tax（個人事業者はスマートフォンでも手続きが可能）、郵送等により提出することができます。
- ・令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日（困難な事情がある場合は令和5年9月30日）までに登録申請書を提出する必要があります。
- ・適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは課税事業者のため、免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要がありますが、適格請求書発行事業者登録簿に登録された日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合は、課税選択届出書を提出しなくても、登録を受けることができます。
- ・登録を受けた登録を受けた適格請求書発行事業者は、「適格請求書発行事業者公表サイト」において、*氏名又は名称、*本店又は主たる事務所の所在地（個人事業者等は希望する場合）、*登録番号、*登録・取消・失効の年月日が公表されます。

◆たばこ税の引上げ

- ・たばこ税の税率について、平成30年10月1日から1本当たり1円ずつ3回に分けて段階的に引上げるようになっており、令和3年10月1日に3回目の引上げを実施します。
- ・加熱式たばこについて、紙巻たばこの税負担の差を縮小させるため、平成30年10月1日から課税方式が見直され、5回に分けて段階的に引上げるようになっており、令和3年10月1日に4回目の引上げを実施します。
- ・軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）について、紙巻たばこと同等の税負担となるよう令和2年10月1日から課税方式が見直され、2回に分けて引上げるようになっており、令和3年10月1日に2回目の引上げを実施します。

◆輸出品販売場における「免税販売手続の完全電子化」と「自動販売機型輸出品販売場」

◎免税販売手続の完全電子化

- ・令和2年4月1日から輸出品販売場における免税販売手続が電子化され、書面により行われていた購入記録票の作成等の手続を廃止し、購入記録情報（購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入の事実を記録した情報）を、インターネット回線等により、国税庁へ電子的に送信することとされています。
- ・令和3年9月30日までは、経過措置として従来の書面による免税販売手続も可能でしたが、令和3年10月1日以降も、輸出品販売場において免税販売を行うためには、免税販売手続の電子化に対応する必要があります。
- ・免税販売手続の電子化に対応するためには、国税庁へ購入記録情報を送信するためのシステムの準備、輸出品販売場ごとに「輸出品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を作成し、事業者の納税地の所轄税務署長に提出、が必要となります。

◎自動販売機型輸出品販売場制度

- ・令和2年度税制改正により、令和3年10月1日から免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機（国税庁長官が観光庁長官に協議して指定するものに限る）を設置することで人員の配置が不要となる「自動販売機型輸出品販売場」の設置が可能となりました。
- ・指定を受けるためには、「自動販売機型輸出品販売場に設置する自動販売機に関する協議会（事務局：国税庁及び観光庁）」における所定の手続きが必要です。

◆金又は白金の地金の課税仕入れを行った場合の本人確認書類の保存の見直し

- ・令和元年10月1日以後、事業者が「金又は白金の地金」の課税仕入れを行った場合において、その課税仕入れの相手方（売却者）の本人確認書類（運転免許証の写しなど）を保存しない場合には、当該課税仕入れに係る消費税額について仕入税額控除制度の適用を受けることができないこととされています。
- ・令和3年10月1日以後に行う課税仕入れ（課税仕入れの相手方が個人の場合）から、在留カードの写しや国内に住所を有しない者の旅券の写し、その他これらに類する書類を本人確認書類の対象から除外します。